

(平成21年6月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

厚生年金関係

5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月 22 日から 36 年 6 月まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。
保険料控除の記憶は無いが、A事業所に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管するA事業所の人事記録から、申立人は同事業所において、昭和 33 年 10 月 22 日から 34 年 2 月 28 日までの期間、34 年 4 月 18 日から同年 5 月 20 日までの期間、34 年 6 月 15 日から同年 9 月 30 日までの期間、34 年 11 月 12 日から 35 年 2 月 29 日までの期間及び 35 年 5 月 26 日から 36 年 6 月 14 日までの期間、月雇いの臨時作業員として勤務していたと認められる。

しかし、申立人が一緒に勤務していたとする二人の同僚に照会したところ、一人は、「私は、昭和 35 年当時、10 か月間月雇いで働いており、この期間、厚生年金保険に加入していた。」との供述を得ている一方、もう一人は、「私は、35 年当時、4 か月間月雇いで勤務していたが、この間の厚生年金保険の加入記録が無い。」と供述しているほか、この同僚の親族でA事業所に勤務していたとする者に照会したところ、「私は、27 年から 10 年間、臨時作業員として働いたものの、この期間の厚生年金保険の加入記録が無いが、その理由は分からない。」との供述を得ており、当時、事業主は勤務していた者を一律的に厚生年金保険に加入させていた状況にはなかったことがうかがえる。

また、B社に申立期間当時の臨時作業員の厚生年金保険の加入基準等について照会したところ、「厚生年金保険の加入等に関する資料が無いため不

明。」との回答を得ている。

さらに、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無いほか、前述の加入記録が確認できない同僚及びその親族でA事業所に勤務していたとする者からも、申立期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。一方、同名簿及び同原票において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月15日から6年11月20日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

平成元年から11年までの期間、A社に継続して勤務していたが、平成2年ころから厚生年金保険料を控除されるようになった記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録から、申立人はA社において、平成2年5月1日から同年11月28日までの期間及び3年6月17日から同年9月29日までの期間について勤務していたと認められる。しかし、4年5月6日から同年12月6日までの期間及び6年6月1日から同年12月9日までの期間はA社の関連会社であるB事業所で勤務していたことが確認できるほか、3年4月1日から同年6月12日までの期間、4年2月1日から同年5月5日までの期間及び5年5月1日から同年12月15日までの期間は他の事業所に勤務していたことが確認できる。

また、A社は既に適用事業所に該当しなくなっていることから、当時、経理事務を担当していた元事業主の妻に照会したところ、「申立人は、平成2年及び3年の期間はA社の季節雇用の従業員として勤めていた。当時の季節雇用者は厚生年金保険への加入を希望する者のみを加入させており、申立人は、厚生年金保険には加入していなかったと記憶している。また、4年及び6年の期間は、季節雇用者の受入先として設立したB事業所の従業員として勤めていたが、同事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていなかったため、申立人は、厚生年金保険には加入していなかった。なお、7年からは、

社会保険労務士の指導により季節雇用者を含めた全従業員をA社の厚生年金保険に加入させることになった。」との回答を得ている上、併せて提出された6年6月から同年12月までのB事業所における申立人の給与明細によると、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、申立期間当時にA社において季節雇用として厚生年金保険の加入記録が確認できる二人に照会したところ、一人は、「私は、A社に勤務する直前まで勤めていた会社で厚生年金に加入していたことから、厚生年金保険への継続加入を希望した記憶がある。」、もう一人は、「私は、季節雇用であったが厚生年金保険に加入するという条件で同社に入社した。」との供述を得ている一方、申立人は「会計担当者から年齢的に年金がもらえないと言われたので、そのままにしていた。」と供述していることから、当時の同社における季節雇用者の厚生年金保険の取り扱いは、希望者のみを加入させていたことがうかがえる。

加えて、申立人が申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人と同様に季節雇用の従業員から当時の保険料控除の状況を聞くことができないことから、厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得ることができない。

なお、社会保険事務所の被保険者記録では、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月から 63 年 7 月まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について実際の給与支給額よりも低い標準報酬月額で記録されていることが判明した。

当時の給与明細書を保管しているので、給与支給額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の標準報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立期間については、申立人から提出のあった昭和 62 年 10 月分及び同年 12 月から 63 年 7 月分までの給与明細書によると、給与支給額は社会保険庁で記録されている標準報酬月額よりも一貫して高額であることが確認できるが、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と同庁が記録している標準報酬月額とが一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、昭和 62 年 11 月分の給与明細書が無いが、前後の期間の給与明細書からは同額の保険料が控除されていることから、同月分についても同額の保

険料を控除していたものと推認できる。

また、申立人が主張する標準報酬月額の変動について、A社に照会したところ、「申立人の異動の際に提出された『健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書』が保管されているが、報酬月額と標準報酬月額が誤って記載されていることから、当時の担当者の事務手続の誤りと考えられる。」との回答を得ており、事業主により適正な標準報酬月額による届出がなされていなかったことがうかがえるが、厚生年金保険法第75条は、保険料を徴収する権利が時効によって消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとしていることから、本件については標準報酬月額の変更に記録上行ったとしても、保険給付には反映されない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 1 月 1 日から 31 年 4 月 1 日まで
② 昭和 33 年 10 月 20 日から 35 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について脱退手当金が支給されているという回答を得た。

A事業所に勤めていた当時も退職してからも脱退手当金について聞いたこともなく、請求手続をした覚えも受給した記憶も無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は昭和35年8月19日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、A事業所を退職後は結婚を控えていて、厚生年金保険への加入が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から 49 年 7 月 1 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について脱退手当金が支給されているという回答を得た。
申立期間に係る脱退手当金の請求手続をした覚えは無く、受給した記憶も無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、「脱」の押印が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和 41 年から 47 年までに厚生年金保険の資格を取得した女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である 49 年に資格を喪失した者は申立人を含め 4 人いるが、このうち 3 人に脱退手当金の支給記録があり、いずれも厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、申立人を含む二人の支給決定日が同一であるほか、申立人は、「事業所退職前後に、事業所から夫に対し、厚生年金保険からの脱退を促す連絡を受け、夫がこれに同意した。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票にも脱退手当金の支給を意味する「脱退手当金 61,238 円」の記載がされている上、申立期間の

脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和49年9月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。